

埼玉県警察本部訓令第15号

埼玉県警察女性警察官特別機動隊の設置及び運営に関する訓令を次のように定める。

平成3年6月21日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察女性警察官特別機動隊の設置及び運営に関する訓令

(概要)

集団警備力の充実強化を図るため女性警察官特別機動隊を設置するに当たり、

任務

人員・編成

等について定めている。